

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

藤沢市

目 次

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項	11
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	15
第5	農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	16
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
第7	その他	28
別紙1		29
別紙2		30
別紙3	参考様式	34

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本市農業の現状

本市の農業は、温暖な気候と平坦な地形等の自然条件に恵まれ、かつ大消費地を抱える都市近郊という立地条件のもとで、露地野菜、施設野菜、花き、果樹、植木、畜産を主軸に、創意工夫と高度な技術力による多様な生産活動が展開され、市民に新鮮で安全な農畜産物を提供している。また、農業生産の基盤である農地は、都市の中の緑地空間、防災空間として生活環境保全の面からも大きな役割を果たしている。

しかしながら、本市農業を取り巻く環境は、都市化の進展、農産物の輸入自由化、農業者の高齢化、担い手不足など大きく変化してきており、このような状況に対応するため中核的な農業者を始めとする様々な農業者が、それぞれの経営能力を十分発揮しながら、多様な都市農業を展開することが必要とされてきている。

このような中、平成29年3月に「藤沢市都市農業振興基本計画」を策定したことで、本市の都市農業が多様な機能を発揮し、本市農業の安定的な継続と良好な都市環境を形成することを目指した。令和4年3月には、第2次「藤沢市都市農業振興基本計画」を策定し、地球温暖化による気候変動や、その影響による自然災害の増加など、新たに組み込むべき課題に直面する中、持続可能な都市農業の実現を図っている。また、令和4年3月に第5期「藤沢市地産地消推進計画」を策定し、計画に基づいて生産者、消費者、事業者及び市が一体となって地産地消に取り組んでいる。

2. 施策の基本的な方向

国においては、近年、都市農業が持つ役割が再評価され、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、平成28年5月には基本計画が策定された。また、令和2年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、令和3年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現する「みどりの食料システム戦略」を策定した。さらに、平成30年11月の農業経営基盤強化促進法（以下、「法」という。）改正では所有者不明農地の利用促進を強化、令和2年4月の法改正では農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化するとともに、担い手の活動範囲に応じて国又は県が認定農業者を認定する広域認定制度を創設、令和5年4月の法改正では人・農地プラン（以下、人・農地プランの後継制度となる「地域計画」という。）の法定化や農地中間管理機構を中心とした農地の集積・集約化が盛り込まれた。

県においては、平成18年4月に「神奈川県都市農業推進条例」を施行、令和元年12月に改正し、まとまりのある優良な農地や市街地及びその周辺にある農地を保全する県の姿勢を明確に示した。また、同条例に位置づける指針であるとともに都市農業振興基本法に基づく地方計画として、「かながわ農業活性化指針」を令和5年3月に改定し、基本目標を「農業の活性化による地産地消の推進」とし、その目標達成のために「生産」、「消費」及び「環境」の3つの施策の方向を定め、都市農業の持続的な発展を図っている。

これらを踏まえ、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

このため、市は地域の気候、地形、振興品目及び栽培技術などの特性を生かした効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するとともに、これら経営体への農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じる。

また、当面効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成・確保が困難である等の場合は、地域の実情に即し、これらの農業経営を営む者以外にも地域農業の維持・発展に必要となる多様な担い手像を明確にするとともに、基盤整備等の支援を実施することにより、本市農業の健全な発展を図る。

3. 目指すべき農業経営の指標

＜目指すべき農業経営の指標＞

年間農業所得 650～750万円（1個別経営体当たり）

（主たる従事者1人当たり約550万円、補助労働者1～2名を想定）

年間総労働時間 1,800～2,000時間

（主たる従事者1人当たり）

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、目指すべき目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の実現のための支援策を講ずるものとする。具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業並の生涯所得に相当する年間農業所得の確保と、年間総労働時間の水準を達成することができるような効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

この指標を達成するため、基本的な方向性を次のとおり定める。

- (1) 農業経営の確立及び農業振興地域の計画的整備を図るため、農業振興地域整備計画に即した土地基盤整備を進めるとともに、生産性の高い農業の実現に努める。
- (2) 農畜産物の計画生産及び市場への共販出荷体制を確立するとともに直売所や飲食店等販路の多角化を図る。
- (3) 施設園芸などの施設型農業や果樹・花きなどの生産を促進する。
- (4) 農業先端技術の導入等による農畜産物生産技術の向上を支援する。
- (5) 環境保全型農業を推進し、市民の求める新鮮で安全な農産物の供給を図る。
- (6) 市民が農業に触れる機会を提供し、また市民と農家の交流の場づくりを促進することで、市民の農業に対する理解を深め、地産地消の取り組みをすすめる。
- (7) 次代を担う農業後継者を育成するとともに、農業団体組織の充実を推進し、組織交流の場づくりをめざす。
- (8) 畜産経営の質的充実を図り、あわせて良好な経営環境を保つために必要な環境整備に対して支援する。
- (9) 農業委員会と連携し、遊休農地及び今後遊休農地となるおそれがある農地の実態を把握し、農地としての効率的な利用の確保及び遊休農地の発生防止・解消を図るための措置を講ずる。
- (10) 農業者と大学や他産業との連携を推進し、農水産物の高付加価値化の取り組みを支援する。

- (11) 6次産業化を推進し、農業者による市内産農産物を活用した加工品の製造・販売及び農家レストランの開設・運営を支援する。

4. 効率的かつ安定的な農業経営体が相当部分を担う農業経営構造を実現するための具体的な推進施策

(1) 地域農業再生協議会の設置

市は、農業協同組合、農業委員会、農業技術センター等が十分なる相互の連携のもとで十分な指導を行うため、地域農業再生協議会を設置し、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営をめざす農業者や地域に対して地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。また、農業経営改善計画の認定を受けようとする農業者の掘り起こし及び農業経営改善計画の作成指導を行い、認定後の支援をしていく。

(2) 農業経営基盤強化促進事業の推進

地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第7条各号に掲げる事業の実施による農用地についての利用権の設定等を促進する事業である農業経営基盤強化促進事業について、関係各機関と連携し、推進していく。

(3) 農作業受委託の促進

上記（2）の農地貸借による経営規模拡大とあわせて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携して農作業の受託組織を育成したうえで、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な経営規模の拡大に資するよう努める。また、あわせて集約的な経営展開を助長するため、農業技術センター等の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

(4) 生産組織の育成

生産組織は、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体としても重要な位置づけを持っていることから、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への移行の誘導を図る。

(5) 農業経営改善計画の認定及び支援

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な農業経営体の育成施策の中心に位置づけ、本制度により認定された農業者（以下「認定農業者」という。）へ農業委員会の支援を受けて農用地の利用集積を進めるとともに、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

これらの取り組みについては、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための地域計画との整合性に留意しつつ推進する。

また、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな作成の指導等を重点的に行う。

(6) その他

目標とする農業構造を実現するためには、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、小規模な兼業農家、いきがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等にも農業経営基盤強化促進法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくことも不可欠である。

また、新規に就農を希望し、その者の意欲と能力などから見て、将来的に優良な農業経営体へ発展すると見込まれる者にあっては、農用地のあっせん等に努め、効率的かつ安定的な経営体への誘導を図る。

第2 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 営農類型の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと、次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模		生産方式	
	経営規模	作付面積	資本整備	その他
[No.1] 施設 トマト + 露地野菜	1.0ha 施設用地 0.5ha 畑 0.5ha	促成トマト 0.4ha 抑制キュウリ 0.4ha 小計 0.8ha キャベツ 0.4ha 小計 0.4ha 計 1.2ha	硬質プラスチックハウス 2,000 m ² ビニールハウス 2,000 m ² 自動カーテン 暖房器 トラクター20ps 1台 管理作業機 ほか	・温室は複合環境制御による自動化・省力化 ・マルハナバチ、微生物農薬の利用 ・直売や量販店との契約栽培等による有利販売
[No.2] 施設 トマト + 水稲	1.0ha 施設用地 0.5ha 水田 0.5ha	促成トマト 0.2ha 半促成トマト 0.2ha 抑制キュウリ 0.4ha 小計 0.8ha 水稲 0.5ha 小計 0.5ha 計 1.3ha	硬質プラスチックハウス 2,000 m ² 大型ビニールハウス 2,000 m ² 自動カーテン 暖房器 トラクター20ps 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 ほか	・温室は複合環境制御による自動化・省力化 ・マルハナバチ、微生物農薬の利用 ・直売や量販店との契約栽培等による有利販売 ・水稲はエコファーマー認定
[No.3] 施設 キュウリ + 水稲	1.3ha 施設用地 0.5ha 水田 0.8ha	半促成キュウリ 0.4ha 抑制キュウリ 0.3ha 小計 0.7ha 水稲 0.4ha 小計 0.4ha 計 1.1ha	ビニールハウス 4,000 m ² 自動カーテン トラクター20ps 1台 暖房機 田植機 1/5台 コンバイン 1/5台 乾燥機 1/5台 ほか	・温室は複合環境制御による自動化・省力化 ・水稲はエコファーマー認定 ※1/5台：5経営体の共有していることを示す（以下、同様）。

<p>[No.4]</p> <p>施設 イチゴ + 露地野菜</p>	<p>0.5ha</p> <p>施設用地 0.2ha 畑 0.3ha</p>	<p>促成イチゴ 0.2ha 小計 0.2ha キャベツ 0.2ha レタス 0.1ha 小計 0.3ha 計 0.5ha</p>	<p>ビニールハウス 2,000 m² 自動カーテン 暖房機 トラクター20ps 1台</p>	<p>・直売による有利販売経営</p>
<p>[No.5]</p> <p>露地野菜</p>	<p>畑 2.0ha</p>	<p>ダイコン 0.8ha キャベツ 0.4ha トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー 0.2ha ジャガイモ 0.3ha ニンジン 0.4ha ホウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha サツマイモ 0.3ha レタス 0.2ha ネギ 0.1ha 計 3.5ha</p>	<p>トラクター30ps 1台 管理作業機 ほか</p>	<p>・軟弱野菜はべたがけ被覆による農薬使用の抑制 ・量販店との契約販売等による有利販売</p>
<p>[No.6]</p> <p>野菜直売</p>	<p>0.65ha</p> <p>施設用地 0.15ha 畑 0.5 ha</p>	<p>促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha ホウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ネギ 0.1ha サトイモ 0.1ha ジャガイモ 0.05ha ダイコン 0.1ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha 小計 1.0ha 計 1.2ha</p>	<p>ビニールハウス 1,000 m² 暖房機 保冷庫 トラクター20ps 1台 管理作業機 加工施設 30 m² 加工機器 作業舎兼車庫 130 m² ほか</p>	<p>・農協等の直売所で販売 ・露地は多品目の周年栽培 ・漬物などの加工品の販売 ・微生物農薬やべたがけ資材による農薬使用量の抑制</p>

[No.7] 落葉果樹 ＋ 水 稲	1.0ha 樹園地 0.7ha 水田 0.3ha	ナン ブドウ 小計 水稲 小計 計 1.0ha	0.4ha 0.3ha 0.7ha 0.3ha 0.3ha 1.0ha	果樹棚 0.7ha 防鳥防虫ネット 0.7ha 乗用草刈り機 1/2 台 田植機 1/5 台 コンバイン 1/5 台 乾燥機 1/5 台 ほか	・直売による有利販売経営 ・水稲はエコファーマー認定 ※1/2 台：2 経営体の共有 していることを示す（以下、同様）
[No.8] 温室鉢物	0.3ha 施設用地 0.3ha	鉢物 シクラメン プリムラ 他 計 0.13ha	0.13ha 0.13ha	硬質プラスチックハウス 1,000 m ² ビニールハウス 330 m ² 暖房・かん水施設 蒸気消毒器 ほか	・温室は複合環境制御による自動・省力化 ・直売を主体とした有利販売
[No.9] 温室バラ	0.6ha 施設用地 0.6ha	バラ 計 0.25ha	0.25ha 0.25ha	ガラス室 1,650 m ² 硬質プラスチックハウス 850 m ² 暖房・かん水施設 冷蔵庫 ほか	・消費者ニーズに対応した 多品種栽培 ・温室は複合環境制御による自動・省力化
[No.10] 観賞樹	畑 1.7ha	苗木 養生樹 仕立 計 1.7ha	0.4ha 1.2ha 0.1ha 1.7ha	ビニールハウス 660 m ² 小型ショベル ほか	・規格品の少品目多量販売
[No.11] 花壇用苗	畑 0.5ha	パンジー、野菜苗など 計 0.4ha	0.4ha 0.4ha	ビニールハウス 1,000 m ² 暖房機 フロントローダー は種機 ミキサー ほか	・施設年間2回転程度利用 ・作作品目は小品目多量生産 ・省力機械の導入

[No.12] 酪農	飼料畑 用地 1.6ha 0.2ha	経産牛 40頭 育成牛 14頭	成牛舎 440 m ² 育成舎 70 m ² ふん処理施設 223 m ² 浄化槽 ふん処理機械 搾乳機械・施設 農作業機械 ほか	・飼養管理は繋ぎ方式
[No.13] 肉用牛 (専用種)	施設用地 0.3ha	黒毛和種 130頭	牛舎 1,280 m ² ふん処理施設 441 m ² 飼料調整機械 農作業機械 倉庫等 一式	・飼料管理は追い込み式
[No.14] 肉用牛 (交雑種)	施設用地 0.3ha	交雑種 150頭	牛舎 1,280 m ² ふん処理施設 441 m ² 飼料調整機械 農作業機械 倉庫等 一式	・飼料管理は追い込み式
[No.15] 養豚	施設用地 0.2ha	繁殖雌豚 70頭 種雄豚 5頭	繁殖豚舎 160 m ² 分娩舎 65 m ² 育成豚舎 120 m ² 肥育舎 370 m ² 密閉型堆肥化装置 飼料給与機械・施設 浄化槽 農作業機械 ほか	・更新豚は自家育成
[No.16] 養鶏 (直売型)	施設用地 0.1ha	成鶏 5,000羽	成鶏舎 560 m ² 鶏卵処理室 33 m ² 密閉型堆肥化装置 鶏卵販売施設 農作業機械 ほか	・ウインドレス鶏舎 ・大雛導入

<p>[No.17]</p> <p>水 稲 + 麦・大豆</p>	<p>6.0ha</p> <p>水田 3.0ha 畑 3.0ha</p>	<p>水稻 3.0ha 小麦 3.0ha 大豆 3.0ha 計 9.0ha</p>	<p>トラクター30ps 1台 田植機乗用型 5条 1台 自脱型コンバイン 1台 乾燥機 1台 色彩選別機 1台 脱粒機 1台 ほか</p>	<p>・水稻はエコファーマー認定 ・学校給食等との契約による有利販売</p>
<p>[No.18]</p> <p>水 稲 + 露地野菜</p>	<p>2.0ha</p> <p>水田 1.0ha 畑 1.0ha</p>	<p>水稻 1.0ha 小計 1.0ha キャベツ 0.3ha トウモロコシ 0.1ha ブロッコリー 0.1ha ジャガイモ 0.2ha ニンジン 0.2ha ホウレンソウ 0.2ha サツマイモ 0.2ha レタス 0.2ha ネギ 0.1ha ナス 0.2ha 小計 1.8ha 計 2.8ha</p>	<p>トラクター30ps 1台 田植機乗用型 1台 自脱型コンバイン 1台 乾燥機 1台 色彩選別機 1台 管理作業機 ほか</p>	<p>・水稻はエコファーマー認定 ・軟弱野菜はべたがけ被覆による農薬使用の抑制 ・量販店との契約販売等による有利販売</p>
<p>[No.19]</p> <p>茶</p>	<p>樹園地 3.0ha</p>	<p>茶 3.0ha</p>	<p>防霜ファン 荒茶工場 F A製茶機械 一式 可搬式摘採機 可搬式せん枝機 動力噴霧器 管理作業機 直売施設</p>	<p>・直売による有利販売</p>

2. 経営管理の方法等

1に示す営農類型の目標を実現するため、経営管理の方法等の内容は概ね次のとおりとする。

<経営管理の方法>

- ・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離及び経営分析の実施
- ・ 青色申告の実施
- ・ 生産情報の記帳によるGAP（農業生産工程管理手法）の導入促進
- ・ パソコンによる雇用管理（給与計算等）や顧客管理の効率化
- ・ 共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実
- ・ 気象情報や市況情報などの利用
- ・ 専門家による助言

<農業従事の態様等>

- ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 女性農業者の経営発展、経営参画の推進
- ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善
- ・ 農作業事故防止対策の徹底
- ・ 繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保や援農ボランティア制度の活用による過重労働の防止
- ・ 従事者全員及び雇用者の社会保険への加入による福祉の向上
- ・ ヘルパーの活用による休日制の導入

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項

1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

(1) 本市における担い手の現状

全国的な問題でもある農業者の高齢化や担い手不足は、本市においても例外ではなく、販売農家戸数の減少といった形で影響が現れている。このような状況の中、本市の農業を維持・発展させていくためには、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保が求められている。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国の掲げる、新規就農し定着する40歳未満の農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、本市においては年間10人以上の青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の45%以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、農業技術センターが重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

2 営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1に示したような目標を可能とする農業経営の指標は、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	経営面積 50a (畑 50a) <作付面積> キャベツ 10a レタス 10a タマネギ 5a ネギ 5a エダマメ 5a ダイコン 10a トウモロコシ 10a ナス 5a コマツナ 10a 計 70a 他多品目	直売等を主体とした少量多品目の周年栽培 <資本装備> ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100m ² ・軽トラック 1台 ・動力噴霧器 ・小型管理機 ほか	第2の2に準じる	第2の2に準じる
露地野菜及び施設野菜	経営面積 50a (施設面積 10a) (畑 40a) <作付面積> 促成トマト 10a 抑制キュウリ 10a 小計 20a キャベツ 5a ダイコン 5a レタス 5a タマネギ 10a ジャガイモ 10a 小計 35a 計 55a 他多品目	直売所を主体とした、施設園芸野菜及び多品目露地野菜の周年栽培 <資本装備> ・ハウス 1,000m ² ・暖房機 ・パイプハウス 100m ² ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか	第2の2に準じる	第2の2に準ずる
露地野菜及び果樹	経営面積 70a (樹園地 40a) (畑 30a) <作付面積> 温州ミカン 20a ブルーベリー 20a 小計 40a ホウレンソウ 10a キャベツ 10a ダイコン 10a	観光農園を主体とした果樹と野菜の複合経営 <資本装備> ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機	第2の2に準じる	第2の2に準じる

	キュウリ 5a ナス 5a トウモロコシ 5a 小計 45a 計 85a 他多品目	ほか		
露地野菜及び水稲	経営面積 100a (畑 30a) (水田 70a) <作付面積> キャベツ 5a レタス 5a タマネギ 5a ネギ 5a ナス 5a コマツナ 5a 小計 30a 水稲 70a 小計 70a 計 100a 他多品目	直売等を主体とした少量多品目の周年栽培及び水稲栽培 <資本装備> ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100㎡ ・軽トラック 1台 ・動力噴霧器 ・小型管理機 ・田植機 ・コンバイン ほか	第2の2に準じる	第2の2に準じる

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

かながわ農業アカデミー等と連携しながら、随時、就農相談を行い、本市での就農に向けた情報の提供を行う。また、平成24年に新規就農者の受入支援体制の広域化に関する協定を締結した茅ヶ崎市、寒川町との連携を強化し、本市を含む2市1町管内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を得られるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市は、かながわ農業アカデミー、湘南地域県政総合センター、農業技術センター及び畜産技術センターと連携し、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、必要に応じ面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し

合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために農業委員会と新規就農者の意見交換会等への参加を促すとともに、藤沢市農業経営士協議会との交流の機会を設ける。また、関係機関との連携により、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、技術や経営ノウハウについての習得についてはかながわ農業アカデミー、就農後の営農指導等フォローアップについては農業技術センター及び畜産技術センター、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県の支援体制や農業協同組合等と連携し、研修・指導や相談対応等に取り組む。

2 就農等希望者の受入体制の確保

就農等希望者の受入体制の確保については、第3の1の(3)で示した取組を活用する。

3 関係機関との役割分担・連携の考え方

関係機関との役割分担・連携の考え方については、第3の3の(3)に示した役割分担を基本に、必要に応じて各機関等で連携をとりながら、各種取組を行う。

4 市町村が主体的に行う就農等促進のための取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県の支援体制や農業協同組合等の関係機関と連携し、就農希望者に対する情報提供や農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施等のサポートを行う。

5 就農等希望者の定着に向けたサポートの考え方・取組

就農等希望者の定着に向けたサポートの考え方・取組については、第3の3で示した取組を活用する。

第5 農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げたような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標及び第3に掲げたような新たに農業経営を営もうとする青年等に対する農用地の利用に関する目標等を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標及び農用地の面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
50%	

- (2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面的集積の目標

関係機関及び関係団体との連携を確保し、各般の施策等と連携することにより、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農用地の面的集積を促進する。

この目標の達成のため、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業、農業生産基盤整備事業を活用し、売買、貸借及び農作業の受委託等による農用地の流動化を推進する。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」とは、概ね10年先の効率的かつ安定的な農業経営を営む個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積(所有権に基づくもの、利用権に基づくもの、農作業受託によるものの合計)のシェアの目標とする。
- 2 農作業受託とは、「水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業」を3作業以上実施しているものとする。
- 3 シェアの目標の算出基準となる面積は、本市農業振興地域内における農地面積とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

- (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市内の農用地はトマトとキュウリを主体とする施設園芸やキャベツなどの露地野菜など畑作が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大は停滞している。

近年、農業資材の高騰により農業経営が厳しくなっており、都市農業の強みを活かした経営体制と農産物の高付加価値化を行い、農業経営の安定を図ることが望まれて

いる。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進し、農業経営の安定化のため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ア 都市農業の強みを活かした農産物の生産推進
- イ 地域の担い手による遊休荒廃地を利用した生産・販路の支援と育成支援
- ウ 農産物の高付加価値化への取組
- エ 農産物を利用した藤沢ブランドの開発支援
- オ 地産地消推進計画に基づく地産地消の推進

(3) 関係団体等との連携体制

関係機関が有する農地の情報の共有化を図り、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係団体等が連携して施策・事業等を推進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の「第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために必要な事項」の「2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性、すなわち都市近郊という有利性を活かした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- ③ 協議の場の設置方法
- ④ 地域計画の区域の基準
- ⑤ 地域計画の進め方
- ⑥ 地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方
- ⑦ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑧ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑨ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑩ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域に適した事業を主体とした重点的、効果的な推進を図るものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

本項における利用権設定等促進事業については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に係る同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業を指す。

（1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「法第18条第2項第6号に規定する者」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
新規に就農を希望する者にあつては、優良な経営体への発展の基礎となる農業経営に関する知識と技術を習得していると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ニに規定する常時従事者をいう。）たる構成員をいう。）がいるものとする。ただし、新規に就農を希望する者にあつては、その者の農業経営に主として従事する者が将来必要となる営農計画があれば、当面は本人のみの経営であってもよいものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農業委員会が作成する農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で、利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条第1号又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 市長との協定（別紙3参考様式）の締結を行うことにより、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- エ その者が農地法、農業振興地域の整備に関する法律等、関係法令に違反していないこと。

オ その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後の耕作面積が10アール以上であること。

カ その者が法人である場合にあっては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある法人ではないこと。

ク その者が個人である場合にあっては、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農用地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、下記（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権

の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は

名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる

事項

- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号、以下、「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ） 原状回復の費用の負担者
 - （ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - （オ） その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の

定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(1 1) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(1 2) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(1 3) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

(1 4) 経過措置

令和7年3月31日までは地域計画の策定された地域及び、令和7年4月1日以降に権利移動を伴うものについては、農地中間管理事業を利用するものとする。

なお、本構想が策定された後に農地中間管理事業を希望する場合には、利用権及び中間管理権の設定を妨げない。

利用権設定等促進事業によって権利移動が交わされていたものについては、その期間が終了するまで効力を有する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 市は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図る。
- (2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地流動化の施策と連携を図るため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

3 協議の場の設置方法

当該区域における中心的な経営体となる認定農業者及び認定新規就農者のほか、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係者に参加を呼びかけるとともに、広く地域農業の関係者に見られるようインターネット等により周知し、協議の場を設ける。

4 地域計画の区域の基準

市街化区域（他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く）を除く、主に農用地区域を対象に、自然的経済的社会的諸条件を考慮し設定する。

5 地域計画の策定の進め方

市は、農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域等について、地域農業の中心的な経営体となる認定農業者や認定新規就農者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を踏まえ、地域計画を策定・公表する。

6 地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方

農業委員会を中心に、所有権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者に対し、当該農用地等について農地中間管理事業を活用することを推進し、市と連携して、担い手等の地域の中心経営体への農地集積を促進することで、地域計画の達成に資するよう努める。

7 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業技術センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

8 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

9 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の援農システムを整備する。

10 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、各種基盤整備事業による農業生産基盤整備を促進するとともに、集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、人・農地プランの実現に向けた積極的な取組によって、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成を推進し、効率的かつ安定的な経営体の育成に資するよう努める。

ウ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業技術センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画とあわせて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年 9月29日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和 5年 9月25日から施行する。

別紙1（第6の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

- （2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第6の1（2）関係）

I 農用地として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<p>① 存続期間（又は残存期間）</p>	<p>1 存続期間は、原則として利用権が設定される日からその日の属する年の3年又は5年後のいずれかとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>
<p>② 借賃の算定基準</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1の規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>
<p>③ 借賃の支払方法</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>
<p>④ 有益費の償還</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業用施設用地として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	I の①と同じ。
② 借賃の算定基準	農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
③ 借賃の支払方法	I の③に同じ
④ 有益費の償還	I の④に同じ

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	Iの①と同じ。
② 損益の算定基準	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>
③ 損益の決済方法	Iの③に同じ。この場合においてIの③の中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者。）」と読み替えるものとする。
④ 有益費の償還	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。
② 対価の支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所有権の移転の時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

藤沢市 (以下「甲」という。)、〇〇〔農地等の貸付主体の名称〕 (以下「乙」という。) 及び△△〔旧農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第18条第2項第6号に規定する者〕 (以下「丙」という。) は、農地又は採草放牧地 (以下「農地等」という。) について丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

(耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積)

第1条 丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積
	大字〇〇内の概ね〇〇haの農地等

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等 (以下「貸付農地等」という。) の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

(地域の農業における丙の役割分担)

第2条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

2 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守するものとする。

【丙が法人の場合】

3 丙は、前2項の役割を担うため、法人の業務を執行する役員のうち1名以上の者が、丙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するものとする。

(協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

第3条 丙は、甲に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、貸付農地等の利用状況 (【丙が法人の場合】及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況) について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。

2 丙は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに甲にその旨連絡するものとする。

3 丙から2の連絡を受けた甲は、乙の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、乙と協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

(実地調査等)

第4条 甲は乙の協力を得て、丙が貸付農地等の利用状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他農業委員会からの聞き取り等による調査を行うものとする。

2 甲は、前項の調査により丙が第1条、第2条及び第3条 (第3項を除く。) の定めに違反していると認めた場合は、第3条第3項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第5条 丙が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる甲の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受け(【丙が法人の場合】で解散する)場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。

2 乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。

3 乙は、第1項の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日(引渡しの日)等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び農業委員会に送付するものとする。

(原状回復)

第6条 丙は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

(損害賠償)

第7条 第6条の定めによる現状回復がなされない場合は、原状回復に係る費用を丙に請求するものとする。

(貸借期間中の中途の契約終了における違約金の支払い)

第8条 貸借期間中に賃貸借又は使用貸借を解除する場合の違約金の支払いについては、第5条第1項に定める場合を除き、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第9条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義が生じた場合の決定等)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名称
代表者名
所在地

乙 名称
代表者名
所在地

丙 名称
代表者名
所在地